

太陽光発電設備等を設置する場合は、 景観への配慮をお願いします。

本県の世界遺産である「紀伊山地の霊場と参詣道」の周辺で太陽光発電設備等を設置する場合、周辺の文化的景観を損なうことのないよう計画していただき、県や市町村等の行政機関と十分協議していただく必要があります。

世界遺産の周辺では、様々な規制があります。

【登録資産：コアゾーン】

世界遺産の登録対象として文化財保護法で厳格に保護される地域であり、現状を変更する場合は、文化庁等の許可が必要です。

【緩衝地帯：バッファゾーン】

登録時の状態に保つため、開発による環境破壊、自然災害や観光などによる影響を排除するための地域であり、市町村の世界遺産関係条例、景観法、自然公園法等による許可や届出が必要です。

【周辺環境：バッファゾーン外】

登録資産内から視認可能な周辺地域における開発等も、自然公園法、景観法等による許可や届出が必要となる場合があります。

太陽光発電設備等の設置をお考えの皆さんについては、設置する場所の市町村等にご相談願います。

次の事項については、下記ホームページを参照願います。そのお問い合わせについては、同ホームページを参考に和歌山県又は太陽光発電施設を設置する市町村にお願いします。

※世界遺産エリア(コアゾーン・バッファゾーン)

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500700/d00155849_d/fil/hozonkanri_wakayama.pdf

※世界遺産周辺の景観上の規制

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/keikan/keikan_toppage.html

※発電施設の設置に関する許認可等に係る問い合わせ先

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/063100/newenergy/kanrenhorei.html>

作成： 和歌山県